

目的（第1章 第1条）

良好な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としています。

基本理念（第1章 第3条）

良好な環境の保全及び創出をする上での4つの基本理念を定めています。
良好な環境を確保し、将来の世代へ継承します。
市、市民、事業者及び民間団体のそれぞれの役割分担及び協働の下に推進します。
すべての日常生活及び事業活動日常生活において地球環境の保全を推進します。
生物の多様性を確保し、人と自然との共生を実現します。

責務（第1章 第4条～第8条）

基本理念に沿って、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の役割や責務を明らかにしています

施策の展開

環境の保全に関する基本方針等（第2章 第9条）

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために5つの基本方針を定めています。

大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
人と自然が共生できる健全で恵み豊かな環境を確保すること。
快適な都市環境を創造すること。
地球環境の保全を推進すること。

市、市民、事業者及び民間団体が環境の保全に関し協働して取り組める社会を形成すること。

環境基本計画の策定等（第2章 第11条～第13条）

各種施策等（第2章 第14条～）

環境の保全のための規制措置や財政的措置などについて定めています。
資源の循環的利用や新エネルギーの活用などについて定めています。



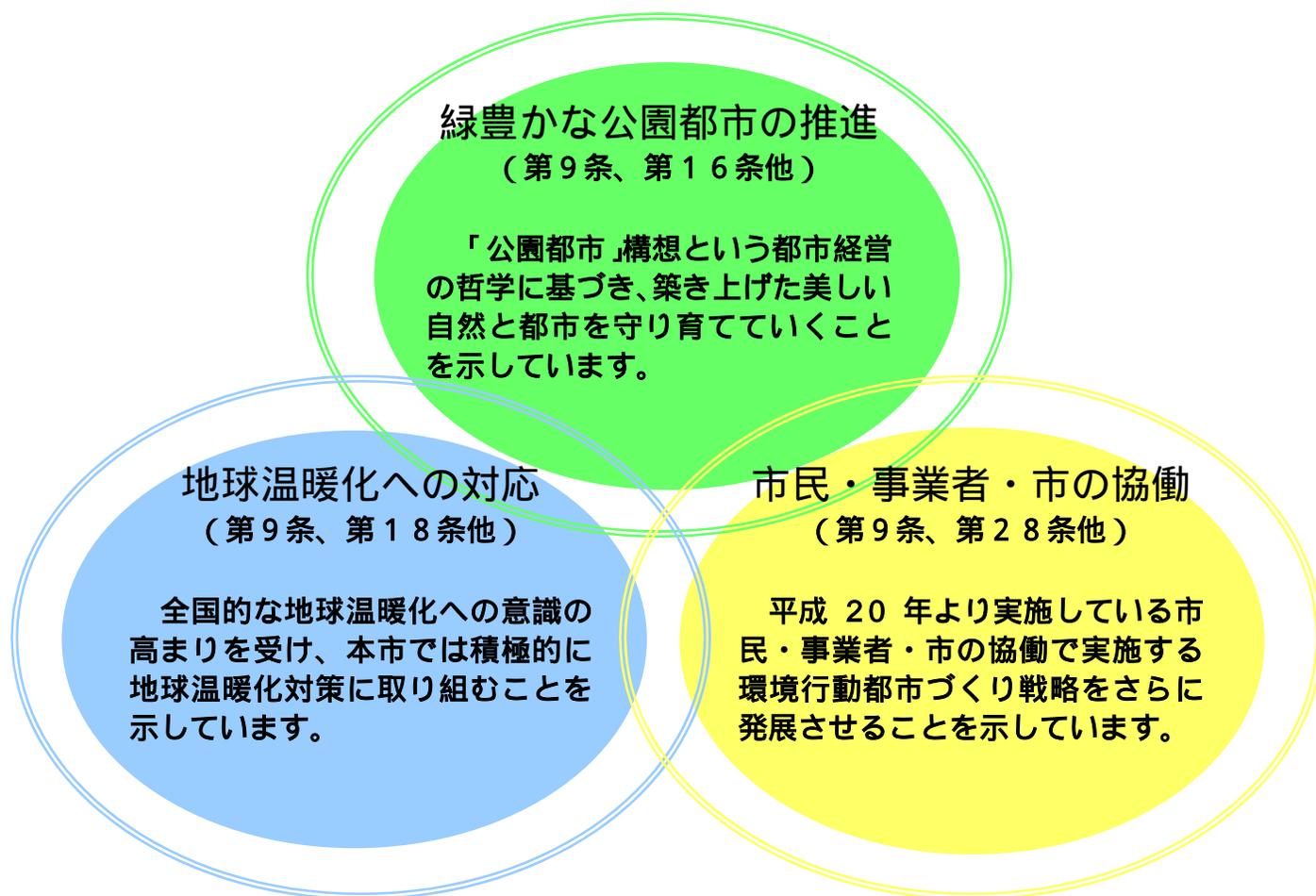
「各務原市の良好な環境の保全 及び創出に関する基本条例」

平成 22 年 4 月 1 日より施行！

「各務原市の良好な環境の保全に関する基本条例」が平成 22 年 3 月 24 日に議会で議決され、同年 4 月 1 日より施行されました。今後は、この条例に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

●●● 本条例の特徴 ●●●

本条例では、本市の特徴に適した下図のような特徴を持っています。



お問合せ先：各務原市環境部環境政策課
〒504 - 8555 各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地
電話 (058) 383-1405 (直通)